



— 労災保険指定医療機関の皆さまへ —

RICご利用のご案内



公益
財団法人

労災保険情報センター



立替払 (国の補助事業)

立替払契約
(労災診療療養貸付金貸付契約)

労災診療費について、こんなことにお困りではないですか？



請求した労災診療費が
保留になっていて受け
取ることができない。

ご契約
いただくと



請求した同月内に
立替払いされた！

労災保険指定医療機関の皆さまが請求された労災診療費については、国が労災として認めるか否かの決定やレセプトの内容の調査・審査を行うため、支払いまでに日数を要する場合があります、その間、支払いが受けられません。

この不利益を解消するため、RICでは、ご契約いただいた医療機関の皆さまに、国から労災診療費が支払われるまでの間、請求された労災診療費と同額を無利子で立て替えてお支払いします。

(注)立替払の対象とする労災診療費の請求には、アフターケアと二次健診は除きます。



ご契約いただくと



請求した労災診療費の同額を同月内に受け取ることができます。

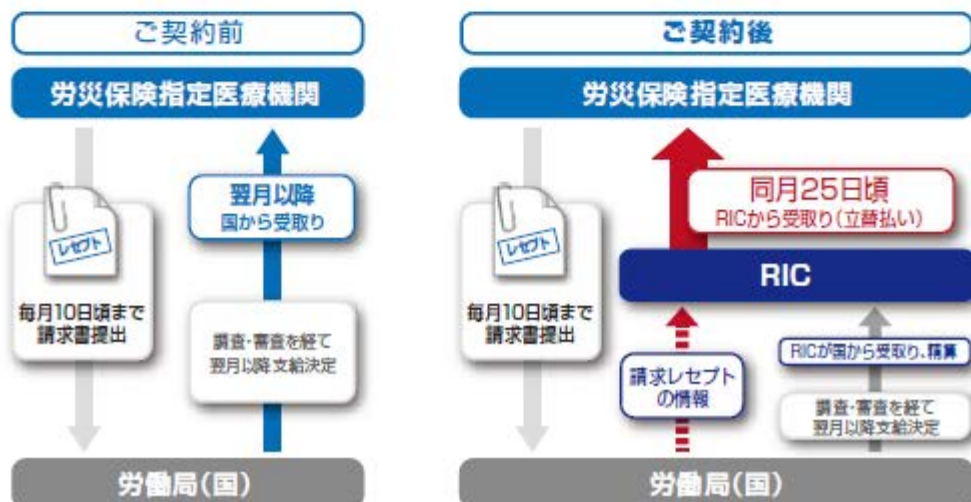
毎月10日頃までの請求分を、RICが同月25日頃に立替払いします。

立替払いは、無利子・無担保で、費用がかかりません。

精算手続きが簡単です。

精算は、国が支給決定した額をRICが受け取ることで行われます。

立替払の流れ



保険（労災保険と健康保険等との差額の補償）

支援（保険・互助）契約 （労災診療補償保険支援契約）



労災診療費について、こんなことにお困りではないですか？

不支給となって他保険に切り替えたら、受け取り額が少なくなった。

ご契約
いただくと

労災保険と他保険との差額を保険金として受け取れた！



労災保険に請求した診療費が不支給になると健康保険等の他保険に切り替えることとなりますが、その場合、初診料や再診料、四肢の傷病に対する特例や診療単価など、労災保険と健康保険等との支給基準の違いから差額が生じます。

このような場合、RICでは、ご契約いただいた医療機関の皆さまに、この差額分を保険金としてお支払いします。

ご契約いただくと

請求した労災診療費が不支給となり健康保険等に切り替えた場合、労災保険と健康保険等との差額を保険金として受け取ることができます。



※令和9年4月1日以降に当財団へ保険料の払い込みが行われた労災診療費に対する保険金については、支払限度額が50万円になります。

保険金支払の流れ（実例）

ご契約前		ご契約後	
労働局へ請求	1,268,972円	労働局へ請求	1,268,972円
不支給決定	0円	不支給決定	0円
健康保険等へ請求	892,340円	健康保険等へ請求	892,340円
本人負担分は労働者より受領		本人負担分は労働者より受領	
		RICへ保険金請求	
		RICより保険金を受領	376,632円
		(1,268,972円 - 892,340円 = 376,632円)	
総受領額	892,340円	総受領額	1,268,972円

注)ご契約にあたっては、「労災診療補償保険普通保険約款」及び「労災診療補償保険重要事項説明書」を必ずご覧ください。



労災診療費について、こんなことにお困りではないですか？

労災医療制度が難しい。
算定方法や請求方法が
わからない。

ご契約
いただくと

今までわからなかった
ことが解決した！



♡ ご契約いただいた医療機関の皆様の互助のために ♡

- ① 労災医療制度や労災診療費算定基準等の最新の情報を掲載したRIC発行図書をお配りします。

【提供図書例】



「労災診療費算定実務講座」
労災診療費の基本的な算定例や
頼りやすい算定例を、具体的に
多数解説しています。
誤請求を防ぐ最良の図書です。



「労災診療費算定基準早見表」
労災診療費算定基準の内容をコン
パクトな早見表にまとめています。
労災レセプトを作成する際に手元
にあると便利な冊子です。

- ② 労災診療費を正しく請求していただくための労災診療費算定実務研修会やセミナー等を開催しています。

「労災診療費算定実務研修会」は労災診療費の請求漏れ、誤請求等の防止を目的に全国各地で開催され、約10,000名の皆様にご参加いただいております。

- ③ 低利・無担保・保証人不要の長期運転資金貸付金制度があります。

経営改善の資金として、一定の条件のもとに600万円を限度として長期運転資金を低利で借りることができます。(令和8年度)

契約金・会費等は不要ですが、支援契約の費用として、初診(被災労働者の1回目)の労災診療費請求時に1,800円(内訳:保険料1,439円、互助費用361円)をいただいております。

※令和9年4月1日以降の労災診療費請求時は、1,900円(内訳:保険料1,539円、互助費用361円)となります。



公益 財団法人 労災保険情報センター 略称:RIC(リック)

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番25号 日教館ビル

TEL. 03-5684-5516 (労災医療部) FAX. 03-5684-5521

<https://www.rousal-ric.or.jp>

RIC

検索

昭和63年7月労働大臣設立許可、平成24年11月特定保険業認可、平成25年3月公益財団法人認定